

振替投資信託受益権の併合及び分割の整備等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	
(1) 平成 24 年 3 月 1 日施行分	41
(2) 平成 24 年 3 月 26 日施行分	68

振替投資信託受益権の併合及び分割の整備等に伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 抹消手続</p> <p>第1款～第4款（略）</p> <p><u>第5款 交換時抹消予定情報等の通知の制限の取扱い（第277条の12）</u></p> <p><u>第4節の2 投資信託受益権の併合に係る手続（第277条の13・第277条の14）</u></p> <p><u>第4節の3 投資信託受益権の分割に係る手続（第277条の15・第277条の16）</u></p> <p><u>第4節の4</u>（略）</p> <p>第5節 振替口座簿に記載又は記録をすべき口数についての照合等の手続（第279条）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第7節 <u>総受益者通知に係る手続（第283条－第283条の7）</u></p> <p>第7節の2 担保投資信託受益権に関する取扱い（<u>第283条の8</u>）</p> <p>第7節の3 分配金に関する取扱い（<u>第283条の9</u>）</p> <p>第8節・第9節（略）</p> <p>第8章の2～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 抹消手続</p> <p>第1款～第4款（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第4節の2</u>（略）</p> <p>第5節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続（第279条）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第7節 <u>受益者登録の請求等</u>（第283条）</p> <p>第7節の2 担保投資信託受益権に関する取扱い（<u>第283条の2</u>）</p> <p>第7節の3 分配金に関する取扱い（<u>第283条の3</u>）</p> <p>第8節・第9節（略）</p> <p>第8章の2～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1) ~ (17) (略)

(17) の 2 特別受益者 加入者が、その直近上位機関に対し、振替投資信託受益権又は振替受益権につき、他の加入者を受益者として総受益者通知（第283条の6第1項又は第285条の61第1項に規定する総受益者通知をいう。以下この章において同じ。）をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替投資信託受益権又は当該振替受益権に係る他の加入者をいう。

(18) ~ (41) (略)

(42) 担保専用口 機構加入者口座の自己口（質権口又は質権信託口を除く。）に記録をすべき振替株式等（振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権については、第116条第1項（第271条第1項、第272条第1項及び第278条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第285条の39第1項の規定により特別株主（法第151条第2項第1号に規定する特別株主をいう。以下同じ。）、特別投資主（法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別投資主をいう。以下同じ。）、特別優先出資者（法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別優先出資者をいう。以下同じ。）又は特別受益者の申出があったものとして取り扱うものに限る。）に限り記録する欄の属性区分をいう。

(43) ~ (49) (略)

(49) の 2 特別受益者管理簿 第278条第

(1) ~ (17) (略)

(17) の 2 特別受益者 加入者が、その直近上位機関に対し、振替投資信託受益権又は振替受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録の請求の取次ぎ（第283条に規定する受益者登録の請求の取次ぎをいう。以下第282条まで同じ。）又は総受益者通知（第285条の61に規定する総受益者通知をいう。以下第285条の60まで同じ。）をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替投資信託受益権又は当該振替受益権に係る他の加入者をいう。

(18) ~ (41) (略)

(42) 担保専用口 機構加入者口座の自己口（質権口又は質権信託口を除く。）に記録をすべき振替株式等（振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権については、第116条第1項（第271条第1項、第272条第1項及び第278条の3第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第285条の39第1項の規定により特別株主（法第151条第2項第1号に規定する特別株主をいう。以下同じ。）、特別投資主（法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別投資主をいう。以下同じ。）、特別優先出資者（法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別優先出資者をいう。以下同じ。）又は特別受益者の申出があったものとして取り扱うものに限る。）に限り記録する欄の属性区分をいう。

(43) ~ (49) (略)

(49) の 2 特別受益者管理簿 第278条の

1 項において読み替えて準用する第110条各号又は第285条の33各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(50) ～ (52) (略)

(53) 信託財産名義管理簿 第133条各号 (第271条第1項、第272条第1項及び第278条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第232条第1項各号 (第263条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第285条の48第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(指定株主名簿管理人等)

第13条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人 (以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。) になろうとする者 (法人であつて、第49条第1項 (第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。)又は第285条の8第1項の通知の発出及び第149条第1項 (第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。)、第283条の6第1項又は第285条の61第1項の通知の受理その他の事務について当該発行者 (振替投資信託受益権については受託会社) に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。) は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2～12 (略)

3第1項において読み替えて準用する第110条各号又は第285条の33各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(50) ～ (52) (略)

(53) 信託財産名義管理簿 第133条各号 (第271条第1項、第272条第1項及び第278条の3第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第232条第1項各号 (第263条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第285条の48第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(指定株主名簿管理人等)

第13条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人 (以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。) になろうとする者 (法人であつて、第49条第1項 (第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。)又は第285条の8第1項の通知の発出及び第149条第1項 (第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第285条の61第1項の通知の受理又は第283条の受益者登録の請求の取次ぎの受理その他の事務について当該発行者 (振替投資信託受益権については受託会社) に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。) は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2～12 (略)

(機構加入者口座の廃止)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第2項に規定する場合において、口座廃止予定日以後に第82条(第92条第2項、第103条及び第106条において読み替えて準用する場合を含む。)、第88条(第271条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第90条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第97条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第277条の14若しくは第277条の16又は第285条の24、第285条の26、第285条の28若しくは第285条の30の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数、調整投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第2項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。

5～9 (略)

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権については、総株主通知(第149条第1項に規定する総株主

(機構加入者口座の廃止)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第2項に規定する場合において、口座廃止予定日以後に第82条(第92条第2項、第103条及び第106条において読み替えて準用する場合を含む。)、第88条(第271条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第90条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第97条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第285条の24、第285の26、第285条の28若しくは第285条の30の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数又は調整受益権数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第2項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。

5～9 (略)

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権については、総株主通知(第149条第1項に規定する総株主

通知をいう。以下第148条まで同じ。)、
総新株予約権付社債権者通知(第245条第
1項に規定する総新株予約権付社債権者
通知をいう。以下第244条まで同じ。)、
総新株予約権者通知(第263条において読
み替えて準用する第245条第1項に規定す
る総新株予約権者通知をいう。)、総投資
主通知(第271条第1項において読み替え
て準用する第149条第1項に規定する総投
資主通知をいう。)、総優先出資者通知(第
272条第1項において読み替えて準用する
第149条第1項に規定する総優先出資者通
知をいう。)若しくは総受益者通知又は個
別株主通知(第154条第1項に規定する個
別株主通知をいう。以下第153条まで同
じ。)、個別投資主通知(第271条第1項
において読み替えて準用する第154条第1
項に規定する個別投資主通知をいう。)若
しくは個別優先出資者通知(第272条第1
項において読み替えて準用する第154条第
1項に規定する個別優先出資者通知をい
う。)のときに行うことに同意すること。

(11) ~ (14) (略)

(15) 当該加入者は、その口座の保有欄に
記載又は記録がされている担保の目的で
譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優
先出資、振替投資信託受益権又は振替受益
権について、当該口座管理機関に対し、特
別株主の申出(法第151条第2項第1号の
申出をいう。以下同じ。)、特別投資主の
申出(法第228条第1項において読み替え
て準用する第151条第2項第1号の申出を
いう。以下同じ。)、特別優先出資者の申
出(法第235条第1項において読み替えて
準用する第151条第2項第1号の申出をい

通知をいう。以下第148条まで同じ。)、
総新株予約権付社債権者通知(第245条第
1項に規定する総新株予約権付社債権者
通知をいう。以下第244条まで同じ。)、
総新株予約権者通知(第263条において読
み替えて準用する第245条第1項に規定す
る総新株予約権者通知をいう。)、総投資
主通知(第271条第1項において読み替え
て準用する第149条第1項に規定する総投
資主通知をいう。)、総優先出資者通知(第
272条第1項において読み替えて準用する
第149条第1項に規定する総優先出資者通
知をいう。)、受益者登録の請求の取次ぎ
若しくは総受益者通知又は個別株主通知
(第154条第1項に規定する個別株主通知
をいう。以下第153条まで同じ。)、個別
投資主通知(第271条第1項において読み
替えて準用する第154条第1項に規定する
個別投資主通知をいう。)若しくは個別優
先出資者通知(第272条第1項において読
み替えて準用する第154条第1項に規定す
る個別優先出資者通知をいう。)のとき
に行うことに同意すること。

(11) ~ (14) (略)

(15) 当該加入者は、その口座の保有欄に
記載又は記録がされている担保の目的で
譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優
先出資、振替投資信託受益権又は振替受益
権について、当該口座管理機関に対し、特
別株主の申出(法第151条第2項第1号の
申出をいう。以下同じ。)、特別投資主の
申出(法第228条第1項において読み替え
て準用する第151条第2項第1号の申出を
いう。以下同じ。)、特別優先出資者の申
出(法第235条第1項において読み替えて
準用する第151条第2項第1号の申出をい

う。以下同じ。)又は特別受益者の申出(第278条において読み替えて準用する第111条又は第285条の34の申出をいう。以下同じ。)をすることができること。

(16)～(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口の届出(第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資の届出(第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。)、担保新株予約権の届出(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条の7まで同じ。)及び担保受益権の届出(第285条の66第1項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第285条の65まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20)～(24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式(第159条第1項に規定する担保株式をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口(第271条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に

う。以下同じ。)又は特別受益者の申出(第278条の3において読み替えて準用する第111条又は第285条の34の申出をいう。以下同じ。)をすることができること。

(16)～(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口の届出(第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資の届出(第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。)、担保新株予約権の届出(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出(第283条の2において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条まで同じ。)及び担保受益権の届出(第285条の66第1項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第285条の65まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20)～(24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式(第159条第1項に規定する担保株式をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口(第271条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に

規定する担保投資口をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資(第272条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第247条まで同じ。)若しくは担保新株予約権(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権をいう。以下第262条まで同じ。)、担保投資信託受益権(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第283条の7まで同じ。)若しくは担保受益権(第285条の66第1項に規定する担保受益権をいう。以下第285条の65まで同じ。)に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数(第82条(第92条第2項、第103条及び第106条において読み替えて準用する場合を含む。)、第88条(第271条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第90条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。))若しくは第97条(第271条第1項及び第272条第1項に

規定する担保投資口をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資(第272条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第247条まで同じ。)若しくは担保新株予約権(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権をいう。以下第262条まで同じ。)、担保投資信託受益権(第283条の2において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第283条まで同じ。)若しくは担保受益権(第285条の66第1項に規定する担保受益権をいう。以下第285条の65まで同じ。)に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数(第82条(第92条第2項、第103条及び第106条において読み替えて準用する場合を含む。)、第88条(第271条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第90条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。))若しくは第97条(第271条第1項及び第272条第1項に

において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する調整株式数、第277条の14若しくは第277条の16に規定する調整投資信託受益権口数又は第285条の24、第285条の26、第285条の28若しくは第285条の30に規定する調整受益権数をいう。)に係る振替株式等について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。

(27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定(第168条第1項に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。)又は分配金振込指定(第283条の9において読み替えて準用する第168条第1項又は第285条の73第1項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式(第166条第1項(第283条の9において準用する場合を含む。)に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第165条まで同じ。)又は受益権数比例配分方式(第285条の71第1項に規定する受益権数比例配分方式をいう。)の利用を内容とする配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金(第166条第1項に規定する配当金をいう。以下第165条まで同じ。)又は分配金(第283条の9において読み替えて準用する第166条第1項又は第285条の71第1項に規定する分配金をいう。以下この号において同じ。)の受領を当該口座管理機

において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する調整株式数又は第285条の24、第285条の26、第285条の28若しくは第285条の30に規定する調整受益権数をいう。)に係る振替株式又は振替受益権について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。

(27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定(第168条第1項に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。)又は分配金振込指定(第283条の3において読み替えて準用する第168条第1項又は第285条の73第1項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式(第166条第1項(第283条の3において準用する場合を含む。)に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第165条まで同じ。)又は受益権数比例配分方式(第285条の71第1項に規定する受益権数比例配分方式をいう。)の利用を内容とする配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金(第166条第1項に規定する配当金をいう。以下第165条まで同じ。)又は分配金(第283条の3において読み替えて準用する第166条第1項又は第285条の71第1項に規定する分配金をいう。以下この号において同じ。)の受領を当該口座管理機

関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ～ホ (略)

(28) ～ (37) の 3 (略)

(38) 当該加入者は、振替投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には、当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報が、総受益者通知において、振替投資信託受益権の発行者及び受託会社又は振替受益権の発行者に対して提供されることについて同意すること。

(39) ・ (40) (略)

(削る)

(41) ・ (42) (略)

(帳簿の電磁的記録による作成)

第35条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第116条まで同じ。）、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第271条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第270条まで同じ。）、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第272条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第271条まで同じ。）、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第278条第

関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ～ホ (略)

(28) ～ (37) の 3 (略)

(38) 振替投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る当該加入者についての受託会社に対する受益者登録の請求の取次ぎを委託すること。

(39) ・ (40) (略)

(40) の 2 振替受益権の加入者は、機構が定める場合には、当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報が、総受益者通知において発行者に対して提供されることについて同意すること。

(41) ・ (42) (略)

(帳簿の電磁的記録による作成)

第35条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第116条まで同じ。）、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第271条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第270条まで同じ。）、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第272条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第271条まで同じ。）、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第278条の

1 項において読み替えて準用する第117条第1項又は第285条の40に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。)、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を電磁的記録(電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿、第283条の8において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第285条の67に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替株式の併合に関する記載又は記録手続)

第87条 (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、株式併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めると

3第1項において読み替えて準用する第117条第1項又は第285条の40に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。)、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を電磁的記録(電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿、第283条の2において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第285条の67に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替株式の併合に関する記載又は記録手続)

第87条 (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、株式併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めると

ころにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この条において「新株式数申告」という。）をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に減少の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の数の合計数その他規則で定める事項

8～12 (略)

(加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求)

第168条 (略)

2～5 (略)

6 次に掲げる者は、株式数比例配分方式を利用することができない。

(1)・(2) (略)

(3) 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

7～15 (略)

(振替口座簿に記載又は記録をする振替投資信託受益権の口数の単位)

第274条 (略)

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第275条 振替投資信託受益権の発行者（以下

ころにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この条において「新株式数申告」という。）をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に減少の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の数の合計数その他の規則で定める事項

8～12 (略)

(加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求)

第168条 (略)

2～5 (略)

6 次に掲げる者は、株式数比例配分方式を利用することができない。

(1)・(2) (略)

(3) 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

7～15 (略)

(振替口座簿に記載又は記録をする振替上場投資信託受益権の口数の単位)

第274条 (略)

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第275条 振替投資信託受益権の発行者（以下

この章において「発行者」という。)は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号

(5) 振替投資信託受益権の口数

(6) 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数

(削る)

(7) (略)

(8) 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

(削る)

(削る)

(9) 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

(10) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

(11) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額

(12) 委託者又は受託会社が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該

この章において「発行者」という。)は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 発行者の商号

(5) 振替投資信託受益権の最低発行単位口数

(6) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

(7) 元本の追加信託をすることができる振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額

(8) (略)

(9) 信託の元本の償還の時期

(10) 信託の収益の分配の時期

(11) 信託の元本の償還及び収益の分配の場所

(12) 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

(新設)

(新設)

(13) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委

委託者又は受託会社がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

(13) (略)

(14) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

(15)・(16) (略)

(振替手続)

第277条 第3章第3節の規定(第53条第3項第6号及び第57条第6項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第57条第8項	(略)	振替口座簿及び <u>特別受益者管理簿</u>

第5款 交換時抹消予定情報等の通知の制限の取扱い

(交換時抹消予定情報等の通知の制限)

第277条の12 機構は、特定の銘柄の振替投資信託受益権について、第277条の2第1項(第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)及び第277条の7第1項の通知のうち、規則で定める通知の入力を制限することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、当該特定の銘柄の振替投資信託受益権の発行者及び受託会社並びに機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

(14) (略)

(15) 委託者が運用の指図に係る権限委託する場合における当該委託の内容

(16)・(17) (略)

(振替手続)

第277条 第3章第3節の規定(第53条第3項第6号及び第57条第6項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第57条第8項	(略)	振替口座簿

(新設)

(新設)

第4節の2 投資信託受益権の併合に係る手続

(新設)

(振替投資信託受益権の併合に関する記載又は記録手続)

第277条の13 特定の銘柄の振替投資信託受益権について投資信託受益権の併合をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(新設)

(1) 当該投資信託受益権の併合に係る振替投資信託受益権の銘柄（以下この節において「投資信託受益権併合銘柄」という。）

(2) 減少比率（受益者の保有する投資信託受益権の併合前の振替投資信託受益権の口数に対する投資信託受益権の併合後の振替投資信託受益権の口数の割合をいう。以下この節において同じ。）

(3) 併合の日（以下この節において「投資信託受益権併合効力発生日」という。）

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等は、投資信託受益権併合効力発

生日の前営業日において、次の各号に掲げる振替投資信託受益権（投資信託受益権併合銘柄であるものに限る。）について、投資信託受益権併合効力発生日において減少の記載又は記録をすべき当該各号に定める口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を算出しなければならない。

（１） 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権（次号に掲げるものを除く。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の口数から当該口数に減少比率を乗じた口数を控除した口数

（２） 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権であって特別受益者管理簿又は特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の特別受益者ごとの口数から当該口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数を控除した口数

（３） 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の受益者ごとの口数から当該口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数を控除した口数

6 間接口座管理機関は、投資信託受益権併合効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、投資信託受益権併合効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に減少の記載又は記録をすべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の

当該減少の記載又は記録をした後の口数の合計口数を通知しなければならない。

7 機構加入者は、投資信託受益権併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口数の通知（以下この条において「新投資信託受益権口数申告」という。）をしなければならない。

（１） 投資信託受益権併合効力発生日において当該機構加入者の顧客口に減少の記録をすべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の当該減少の記録をした後の口数の合計口数その他規則で定める事項

（２） 投資信託受益権併合効力発生日において当該機構加入者の担保専用口に減少の記録をすべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の特別受益者ごとの当該減少の記録をした後の口数の合計口数その他規則で定める事項

（３） 投資信託受益権併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に減少の記録をすべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の口数の合計口数その他規則で定める事項

8 第 6 項及び前項第 1 号の顧客口に減少の記載又は記録をすべき振替投資信託受益権の当該減少の記載又は記録をした後の口数は、次に掲げる口数の合計口数とする。

（１） 当該口座管理機関の加入者についての第 5 項各号に掲げる減少比率を乗じた口数（その口数に一に満たない口数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

（２） 第 6 項の規定により当該口座管理機

関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に減少の記載又は記録をすべき振替投資信託受益権についての当該減少の記載又は記録をした後の口数

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの口数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの口数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの口数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第278条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの口数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、投資信託受益権併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。） 第5項各号に掲げる口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての減少の記載又は記録

(2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 当該口座に記載又は記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から第6項の規定によりその直近下位機関から通知された口数を控除した口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての減少の

記載又は記録

11 機構は、規則で定めるところにより、投資信託受益権併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。

(1) 機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。） 第5項各号に掲げる口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての減少の記録

(2) 機構加入者の担保専用口 当該担保専用口に記録がされている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から新投資信託受益権口数申告により通知を受けた口数を控除した口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての減少の記録

(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口に記録がされている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から新投資信託受益権口数申告により通知を受けた口数を控除した口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての減少の記録

(4) 機構加入者の顧客口 当該顧客口に記録がされている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から新投資信託受益権口数申告により通知を受けた口数を控除した口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての減少の記録

12 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記

録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録)

第277条の14 機構は、投資信託受益権併合効力発生日の到来に係る総受益者報告（第283条の5第1項に規定する総受益者報告をいう。以下第283条の4まで同じ。）を受けたときは、当該受益者の有する投資信託受益権の併合後の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数のうち投資信託受益権併合効力発生日における前条第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている口数を減じた口数（以下この条において「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であつて第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(新設)

(1) 調整投資信託受益権口数についての増加の記載又は記録をすべき口座（顧客口を除く。以下この条において「調整投資信託受益権口数記録先口座」という。）

(2) 調整投資信託受益権口数記録先口座に記載又は記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄及び口数

(3) 前号の口数の増加の記載又は記録をすべき日（以下この条において「調整投資信託受益権口数記録日」という。）

(4) その他規則で定める事項

2 調整投資信託受益権口数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

(1) 調整投資信託受益権口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）投資信託受益権併合銘柄の受益者の口座（顧客口を除く。）のうち、前項の減少の記載又は記録をした日において投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権について最も大きい口数を記載又は記録をしていた口座（二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座）

(2) 調整投資信託受益権口数のうちに一に満たない端数の合計口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）投資信託受益権併合銘柄の発行者が機構に届け出た口座（規則で定める口座に限る。）

3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 口座管理機関（第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者に限る。）は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた調整投資信託受益権口数記録日において、通知を受けた調整投資信託受益権口数記録先口座（当該口座管理機関が調整投資信託受益

権口数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした直近下位機関の顧客口）において、当該調整投資信託受益権口数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき口数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

6 機構は、規則で定めるところにより、第1項第3号の調整投資信託受益権口数記録日において、次に掲げる措置を執る。

（1） 第1項の規定により通知をした口座管理機関の顧客口における当該口座管理機関に通知をした調整投資信託受益権口数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての増加の記録

（2） 第1項第1号の調整投資信託受益権口数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の口数の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権についての増加の記録

7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

第4節の3 投資信託受益権の分割に係る手続

（新設）

（振替投資信託受益権の分割に関する記載又は記録手続）

第277条の15 特定の銘柄の振替投資信託受益権について投資信託受益権の分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の

（新設）

発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該投資信託受益権の分割に係る振替投資信託受益権の銘柄（以下この節において「投資信託受益権分割銘柄」という。）

(2) 増加比率（受益者の保有する投資信託受益権の分割前の振替投資信託受益権の口数に対する投資信託受益権の分割後の振替投資信託受益権の口数の割合をいう。以下この節において同じ。）

(3) 分割の日（以下この節において「投資信託受益権分割効力発生日」という。）

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等は、投資信託受益権分割効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる振替投資信託受益権（投資信託受益権分割銘柄であるものに限る。）の区分に応じ、投資信託受益権分割効力発生日において当該振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の口数に増加比率を乗じた口数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の口数を控除した口数

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権であって特別受益者管理簿又は特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の特別受益者ごとの口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の特別受益者ごとの口数を控除した口数

(3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の受益者ごとの口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数から当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の受益者ごとの口数を控除した口数

6 間接口座管理機関は、投資信託受益権分割効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、投資信託受益権分割効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権の当該増加の記載又は記録をした後の口数の合計口数を通知しなければならない。

7 機構加入者は、投資信託受益権分割効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口数の通知（以下この条において「新投資信託受益権口数申告」という。）をしなければならない。

（１） 投資信託受益権分割効力発生日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権の当該増加の記録をした後の口数の合計口数その他規則で定める事項

（２） 投資信託受益権分割効力発生日において当該機構加入者の担保専用口に増加の記録をすべき投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権の特別受益者ごとの当該増加の記録をした後の口数の合計口数その他規則で定める事項

（３） 投資信託受益権分割効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権の信託財産名義ごとの当該増加の記録をした後の口数の合計口数その他規則で定める事項

8 第 6 項及び前項第 1 号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替投資信託受益権の当該増加の記録をした後の口数は、次に掲げる口数の合計口数とする。

（１） 当該口座管理機関の加入者についての第 5 項第 1 号に掲げる増加比率を乗じた口数、同項第 2 号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた口数及び同項第 3 号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた口数

（２） 第 6 項の規定により当該口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた

当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替投資信託受益権についての当該増加の記載又は記録をした後の口数

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの口数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの口数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの口数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第278条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの口数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、投資信託受益権分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。） 第5項各号に掲げる口数の投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

(2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録をした後の口数から当該口座に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の口数を控除した口数の投資信託受

益権分割銘柄である振替投資信託受益権
についての増加の記載又は記録

11 機構は、規則で定めるところにより、投資
信託受益権分割効力発生日において、その備
える振替口座簿中の投資信託受益権分割銘
柄である振替投資信託受益権についての記
録がされている次の各号に掲げる機構加入
者口座において、当該各号に定める措置を執
る。

(1) 機構加入者の自己口（担保専用口及
び信託財産名義通知信託口を除く。） 第
5項各号に掲げる口数の投資信託受益権
分割銘柄である振替投資信託受益権につ
いての増加の記録

(2) 機構加入者の担保専用口 当該担保
専用口についての新投資信託受益権口数
申告により通知を受けた口数から当該担
保専用口に記録がされている投資信託受
益権分割銘柄である振替投資信託受益権
の口数を控除した口数の投資信託受益権
分割銘柄である振替投資信託受益権につ
いての増加の記録

(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託
口 当該信託財産名義通知信託口につい
ての新投資信託受益権口数申告により通
知を受けた口数から当該信託財産名義通
知信託口に記録がされている投資信託受
益権分割銘柄である振替投資信託受益権
の口数を控除した口数の投資信託受益権
分割銘柄である振替投資信託受益権につ
いての増加の記録

(4) 機構加入者の口座（顧客口に限る。）
当該顧客口についての新投資信託受益権
口数申告により通知を受けた口数から当
該顧客口に記録がされている当該振替投
資信託受益権の口数を控除した口数の投

資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権についての増加の記録

12 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録)

第277条の16 機構は、投資信託受益権分割効力発生日の到来に係る総受益者報告を受けたときは、当該受益者の有する投資信託受益権の分割後の投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権の口数のうち投資信託受益権分割効力発生日における前条第10項又は第11項の規定による増加の記載又は記録をした後に口座に記載又は記録がされている口数を減じて得た口数（以下この条において「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(新設)

(1) 調整投資信託受益権口数についての増加の記載又は記録をすべき口座（顧客口を除く。以下この条において「調整投資信託受益権口数記録先口座」という。）

(2) 調整投資信託受益権口数記録先口座に記載又は記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄及び口数

(3) 前号の口数の増加の記載又は記録をすべき日（以下この条において「調整投資信託受益権口数記録日」という。）

(4) その他規則で定める事項

2 前項第1号の調整投資信託受益権口数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める口座とする。

(1) 調整投資信託受益権口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）投資信託受益権分割銘柄の受益者の口座（顧客口を除く。）のうち、前項の増加の記載又は記録をした日において投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権について最も大きい口数を記載又は記録をしていた口座（二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座）

(2) 調整投資信託受益権口数のうち一に満たない端数の合計口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）投資信託受益権分割銘柄の発行者が機構に届け出た口座（規則で定める口座に限る。）

3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 口座管理機関（第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者に限る。）は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた調整投資信託受益権口数記録日において、通知を受けた調整投資信託受益権口数記録先口座（当該口座管理機関が調整投資信託受益

権口数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした直近下位機関の顧客口）において、当該調整投資信託受益権口数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき口数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

6 機構は、規則で定めるところにより、調整投資信託受益権口数記録日において、次に掲げる措置を執る。

（1） 第1項の規定により通知をした口座管理機関の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整投資信託受益権口数記録先口座に増加の記録をすべき口数についての増加の記録

（2） 調整投資信託受益権口数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の口数の投資信託受益権分割銘柄である振替投資信託受益権についての増加の記録

7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

第4節の4 （略）

（準用規定）

第278条 （略）

2 第3章第13節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第111条第3	（略）	総受益者通
---------	-----	-------

第4節の2 （略）

（準用規定）

第278条 （略）

2 第3章第13節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第111条第3	（略）	受益者登録
---------	-----	-------

項		<u>知の受益者</u> <u>確定日</u>
(略)	(略)	(略)
第134条第1項	(略)	<u>総受益者通</u> <u>知</u>

第5節 振替口座簿に記載又は記録をすべき
口数についての照合等の手続

(準用規定)

第279条 第3章第14節の規定(第138条第1項及び第2項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿に記載又は記録をすべき口数についての照合等の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第282条 (略)

2・3 (略)

4 口座管理機関は、第1項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 当該免除の意思表示に係る振替投資信託受益権の銘柄及び口数

5 (略)

項		<u>の請求の取</u> <u>次ぎの計算</u> <u>期間終了日</u>
(略)	(略)	(略)
第134条第1項	(略)	<u>受益者登録</u> <u>の請求の取</u> <u>次ぎ</u>

第5節 振替口座簿に記載又は記録をすべき
数についての照合等の手続

(準用規定)

第279条 第3章第14節の規定(第138条第1項及び第2項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第282条 (略)

2・3 (略)

4 口座管理機関は、第1項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 当該免除の意思表示に係る上場投資信託受益権の銘柄及び口数

5 (略)

第7節 総受益者通知に係る手続

(削る)

(総受益者通知に係る受益者確定日)

第283条 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受益者通知（第283条の6第1項に規定する総受益者通知をいう。以下第283条の5まで同じ。）をする。

- (1) 信託の計算期間終了日が到来したとき。 当該計算期間終了日
- (2) 発行者が振替投資信託受益権に係る議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日
- (3) 特定の銘柄の振替投資信託受益権について併合又は分割をしようとする場合であって、併合又は分割の日が到来したとき。 当該併合又は分割の日の前日

第7節 受益者登録の請求等

(受益者登録の請求の取次ぎ)

第283条 信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る加入者について、投資信託約款等において機構が受益者による受託会社に対する受益者登録の請求を取り次ぐ者である旨を規定されている場合であって、機構が適当と認めるときは、振替機関等は、規則で定めるところにより、加入者による振替投資信託受益権に係る受益者登録の請求を受託会社に取り次がなければならない。

(新設)

(4) その他機構が定める日 当該日

(通知受益者)

第283条の2 機構は、次の各号に掲げる口数について、当該各号に定める者を受益者確定日における受益者（以下この節において「通知受益者」という。）として総受益者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる口数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。

(新設)

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権の口数（次号、第4号及び第5号に掲げる口数を除く。） 当該口座の加入者

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権の口数のうち特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。以下この章において同じ。）に記載又は記録がされている口数 当該特別受益者管理簿に記載又は記録がされている口数に係る特別受益者

(3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権投資信託受益権の口数 当該質権投資信託受益権に係る受益者

(4) 機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記載がされている振替投資信託受益権であって機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている口数（第2号に掲げる口数を除く。） 機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている当該振替投資信託受益権に係る信託財産名義

(5) 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替投資信託受益権の口数 当該機構加入者が備える信託

財産名義管理簿に記載又は記録がされて
いる当該振替投資信託受益権に係る信託
財産名義

(総受益者通知日程案内)

第283条の3 機構は、総受益者通知事由が生
じることとなったときは、規則で定めるところにより、機構加入者及び受託会社に対し、
総受益者通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

(新設)

(1) 受益者確定日

(2) 受益者確定日に係る振替投資信託受
益権の銘柄（以下この節において「総受益
者通知対象銘柄」という。）

(3) 総受益者通知事由

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を
受けた直接口座管理機関は、その直近下位機
関に対し、同項の規定により通知を受けた事
項を通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用
する場合を含む。）の通知を受けた口座管理
機関について準用する。

(総受益者報告対象投資信託受益権口数通知)

第283条の4 機構は、直接口座管理機関（委
託先機構加入者及び信託財産名義通知信託
口の機構加入者を含む。以下この条及び次条
において同じ。）に対し、規則で定めるところにより、当該直接口座管理機関が行うべき
総受益者報告（次条第1項に規定する総受益
者報告をいう。以下この条において同じ。）
の対象となる振替投資信託受益権に係る次
に掲げる事項を通知する。

(新設)

(1) 受益者確定日

(2) 総受益者通知対象銘柄

(3) 当該直接口座管理機関が行うべき総
受益者報告の対象となる機構加入者口座

(4) 受益者確定日において前号の機構加
入者口座に記録されている第2号の総受
益者通知対象銘柄である振替投資信託受
益権の口数

(5) 受益者確定日において当該直接口座
管理機関が他の機構加入者に特別受益者
管理事務の再委託をしている場合には、当
該再委託に係る第2号の総受益者通知対
象銘柄である振替投資信託受益権の口数
(第3号の機構加入者口座に係るものに
限る。)

(6) 受益者確定日において当該直接口座
管理機関が他の機構加入者から特別受益
者管理事務の再委託を受けている場合に
は、当該再委託に係る第2号の総受益者通
知対象銘柄である振替投資信託受益権の
口数(第3号の機構加入者口座に係るもの
に限る。)

(7) 当該直接口座管理機関が第3号の機
構加入者口座について行うべき総受益者
報告の対象となる第2号の総受益者通知
対象銘柄である振替投資信託受益権の口
数

(8) その他機構が定める事項

(総受益者報告)

第283条の5 直接口座管理機関は、機構に対
し、規則で定めるところにより、次に掲げる
事項についての報告(以下この節において
「総受益者報告」という。)をしなければな
らない。

(1) 前条第7号の振替投資信託受益権に
係る通知受益者の氏名又は名称及び住所

(2) 前号の通知受益者である受益者の口

(新設)

座

(3) 第1号の通知受益者である受益者の有する振替投資信託受益権（受益者確定日において当該直接口座管理機関若しくはその下位機関の加入者の口座に記載若しくは記録がされたもの又は当該直接口座管理機関が行う特別受益者管理事務若しくは信託財産名義管理事務に係るものに限る。）の銘柄及び口数

(4) 前号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座が第1号の通知受益者である受益者の口座でない場合には、当該記載又は記録がされている口座（規則で定める場合を除く。）

(5) その他規則で定める事項

2 口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされている振替投資信託受益権につき、前項又はこの項の報告のために必要な事項の報告を求められた場合には、速やかに、当該事項の報告をしなければならない。

(総受益者通知)

第283条の6 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別受益者管理簿及び信託財産名義管理簿に記載されている内容に基づき、総受益者通知対象銘柄である振替投資信託受益権の受託会社に対し、規則で定めるところにより、通知受益者である受益者の氏名又は名称及び住所並びに受益者確定日において当該受益者の有する振替投資信託受益権（当該受益者確定日に係るものに限る。）の銘柄及び口数その他の規則で定める事項（以下この節において「総受益者通知事項」という。）の通

(新設)

知（以下この節において「総受益者通知」という。）をする。

2 機構は、法第121条で準用する法第80条第1項又は第81条第1項の場合（振替機関等の超過記載又は記録に係る義務の全部又は一部が不履行となっている場合に限る。）において総受益者通知をするときは、規則で定めるところにより、前項の総受益者通知事項に加えて、受益者確定日において通知受益者である受益者の有する総受益者通知対象銘柄である振替投資信託受益権の口数のうち法第121条で準用する法第80条第1項又は第81条第1項の規定により発行者に対抗することができないものの口数を通知する。

3 総受益者通知事由のうち第283条第2号又は第3号に掲げる事由その他の総受益者通知事項を総受益者通知対象銘柄である振替投資信託受益権の発行者に対して通知すべき事由については、機構が当該振替投資信託受益権の受託会社に対して、前2項に定める通知をすることにより、当該発行者に対する通知の効力が発生することとなるよう、当該発行者は、当該受託会社に対して、それらの通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。

（通知受益者の情報に変更が生じた場合の取扱い）

第283条の7 機構は、総受益者通知事項のうち規則で定める事項について、受益者確定日後において変更が生じた場合には、規則で定めるところにより、当該受託会社に対し、その内容を通知する。

（準用規定）

第283条の8 第3章第19節の規定は、振替投

（新設）

（準用規定）

第283条の2 第3章第19節の規定は、振替投

資信託受益権の担保投資信託受益権に関する取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)
総株主報告	総受益者報告

(準用規定)

第283条の9 (略)

(調整受益権数の記載又は記録)

第285条の24 機構は、受益権併合効力発生日の到来に係る総受益者報告(第285条の60第1項に規定する総受益者報告をいう。以下第285条の59まで同じ。)を受けたときは、当該受益者の有する受益権の併合後の受益権併合銘柄である振替受益権の数のうち、受益権併合効力発生日における前条第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数を減じた数(以下この節において「調整受益権数」という。)を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1)～(4) (略)

2～7 (略)

(特別受益者の申出)

第285条の34 (略)

2 (略)

3 前項第4号の日は、特別受益者の申出を行

資信託受益権の担保投資信託受益権に関する取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)
総株主報告	受益者登録の取次ぎの前提となる報告

(準用規定)

第283条の3 (略)

(調整受益権数の記載又は記録)

第285条の24 機構は、受益権併合効力発生日の到来に係る総受益者報告を受けたときは、当該受益者の有する受益権の併合後の受益権併合銘柄である振替受益権の数のうち、受益権併合効力発生日における前条第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数を減じた数(以下この節において「調整受益権数」という。)を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1)～(4) (略)

2～7 (略)

(特別受益者の申出)

第285条の34 (略)

2 (略)

3 前項第4号の日は、特別受益者の申出を行

う振替受益権に係る直近の総受益者通知(第285条の61第1項に規定する総受益者通知をいう。以下第285条の60まで同じ。)の受益者確定日(第285条の56に規定する受益者確定日をいう。)又は第285条の78第1項に基づく証明書の返還を行う日以前の日とすることはできない。ただし、特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(総受益者通知に係る受益者確定日)

第285条の56 機構は、次の各号に掲げる事由(以下この節において「総受益者通知事由」という。)のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替受益権の発行者(第9号に掲げる場合にはすべての振替受益権の発行者)に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日(以下この節において「受益者確定日」という。)として、規則で定めるところにより、総受益者通知をする。

(1)～(11) (略)

(通知受益者)

第285条の57 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を受益者確定日における受益者(以下この節において「通知受益者」という。)として総受益者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。

(1)～(5) (略)

(総受益者通知日程案内)

第285条の58 機構は、総受益者通知事由が生じることとなったときは、規則で定めるところ

う振替受益権に係る直近の総受益者通知の受益者確定日又は第285条の78第1項に基づく証明書の返還を行う日以前の日とすることはできない。ただし、特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(総受益者通知に係る受益者確定日)

第285条の56 機構は、次の各号に掲げる事由(以下「総受益者通知事由」という。)のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替受益権の発行者(第9号に掲げる場合にはすべての振替受益権の発行者)に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日(以下「受益者確定日」という。)として、規則で定めるところにより、総受益者通知をする。

(1)～(11) (略)

(通知受益者)

第285条の57 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を受益者確定日における受益者(以下「通知受益者」という。)として総受益者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。

(1)～(5) (略)

(総受益者通知日程案内)

第285条の58 機構は、総受益者通知事由が生じることとなったときは、規則で定めるところ

ろにより、機構加入者及び発行者に対し、総受益者通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

(1) (略)

(2) 受益者確定日に係る振替受益権の銘柄(以下この節において「総受益者通知対象銘柄」という。)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(総受益者報告)

第285条の60 直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告(以下この節において「総受益者報告」という。)をしなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(総受益者通知)

第285条の61 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別受益者管理簿及び信託財産名義管理簿に記録されている内容に基づき、総受益者通知対象銘柄である振替受益権の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知受益者である受益者の氏名又は名称及び住所並びに受益者確定日において当該受益者の有する振替受益権(当該受益者確定日に係るものに限る。)の銘柄及び数その他の規則で定める事項(以下この節において「総受益者通知事項」という。)の通知(以下この節において「総受益者通知」という。)をする。

2 (略)

ろにより、機構加入者及び発行者に対し、総受益者通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

(1) (略)

(2) 受益者確定日に係る振替受益権の銘柄(以下「総受益者通知対象銘柄」という。)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(総受益者報告)

第285条の60 直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告(以下「総受益者報告」という。)をしなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(総受益者通知)

第285条の61 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別受益者管理簿及び信託財産名義管理簿に記録されている内容に基づき、総受益者通知対象銘柄である振替受益権の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知受益者である受益者の氏名又は名称及び住所並びに受益者確定日において当該受益者の有する振替受益権(当該受益者確定日に係るものに限る。)の銘柄及び数その他の規則で定める事項(以下「総受益者通知事項」という。)の通知(以下「総受益者通知」という。)をする。

2 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

以 上

振替投資信託受益権の併合及び分割の整備等に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（平成24年3月1日施行の改正規定）

（下線部分変更）

新	旧
目次	目次
第1章～第6章（略）	第1章～第6章（略）
第7章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い	第7章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い <u>（第353条～第357条）</u>
第1節 <u>新規記録手続（第353条～第354条の2）</u>	（新設）
第2節 <u>振替株式に係る規定の準用（第355条）</u>	（新設）
第3節 <u>抹消手続（第355条の2～第355条の10）</u>	（新設）
第4節 <u>投資信託受益権の併合に係る手続（第355条の11～第355条の18）</u>	（新設）
第5節 <u>投資信託受益権の分割に係る手続（第355条の19～第355条の26）</u>	（新設）
第6節 <u>総受益者通知に係る手続（第356条～第356条の13）</u>	（新設）
第7節 <u>振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い（第356条の14）</u>	（新設）
第8節 <u>振替投資信託受益権の内容の提供（第357条）</u>	（新設）
第7章の2・第8章（略）	第7章の2・第8章（略）
附則	附則
（総額買取型新株予約権等の要件）	（総額買取型新株予約権等の要件）
第2条（略）	第2条（略）
2 規程第6条第10号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。	2 規程第6条第10号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
（1）（略）	（1）（略）
（削る）	<u>（2） 投資信託契約において分割又は併合の定めがないこと。</u>

(2) ~ (4) (略)

3 ~ 5 (略)

6 規程第6条第11号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。)であるもの

ロ~ホ (略)

(同意書)

第3条 (略)

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハマまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) (略)

(2) 新株予約権

イ (略)

ロ 目論見書(金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。)

ハ・ニ (略)

(3) ~ (5) (略)

(6) 投資信託受益権

イ・ロ (略)

(3) ~ (5) (略)

3 ~ 5 (略)

6 規程第6条第11号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券(金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。)であるもの

ロ~ホ (略)

(同意書)

第3条 (略)

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハマまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) (略)

(2) 新株予約権

イ (略)

ロ 目論見書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第10項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。)

ハ・ニ (略)

(3) ~ (5) (略)

(6) 投資信託受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号又は名称

(ホ) ～ (ト)

(チ) 発行者分端数(規程第277条の14又は第277条の16に規定する調整投資信託受益権口数のうちに満たない端数の合計口数(その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))をいう。)の記録先口座

(リ) ～ (ル) (略)

ニ～ヘ (略)

(7) (略)

3 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第11条 機構加入申請者は、規程第18条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

(7) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であつて、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権について、規程第120条第2項(同第271条第1項、第272条第1項及び第278条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)又は同第285条の43第2項に規定する委託を行うときは、その旨

(8) ・ (9) (略)

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 委託者の商号又は名称

(ホ) ～ (ト)

(新設)

(チ) ～ (ヌ) (略)

ニ～ヘ (略)

(7) (略)

3 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第11条 機構加入申請者は、規程第18条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

(7) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であつて、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権について、規程第120条第2項(同第271条第1項、第272条第1項及び第278条の3第1項において読み替えて準用する場合を含む。)又は同第285条の43第2項に規定する委託を行うときは、その旨

(8) ・ (9) (略)

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書

類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～チ (略)

リ 株式数比例配分方式(規程第283条の9において準用する場合を含む。)又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨

ヌ・ル (略)

(6)・(7) (略)

3 (略)

4 規程第18条第4項に規定する規則で定める書類は、第2項第1号及び第2号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条に規定する書類とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。

5・6 (略)

(区分口座の開設申請の手続)

第13条 規程第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「区分口座開設申請書」という。)とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替

類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ～チ (略)

リ 株式数比例配分方式(第283条の3において準用する場合を含む。)又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨

ヌ・ル (略)

(6)・(7) (略)

3 (略)

4 規程第18条第4項に規定する規則で定める書類は、第2項第1号及び第2号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条に規定する書類とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。

5・6 (略)

(区分口座の開設申請の手続)

第13条 規程第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「区分口座開設申請書」という。)とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替

優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権について、規程第120条第2項（同第271条第1項、第272条第1項及び第278条において読み替えて準用する場合を含む。）又は同第285条の43第2項に規定する委託を行うときは、その旨

(8) ・ (9) (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した書面
イ～ヘ (略)

ト 株式数比例配分方式（規程第283条の9において準用する場合を含む。）又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨

チ (略)

(6) ・ (7) (略)

3～6 (略)

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定

優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権について、規程第120条第2項（同第271条第1項、第272条第1項及び278条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同第285条の43第2項に規定する委託を行うときは、その旨

(8) ・ (9) (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) ～ (4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した書面
イ～ヘ (略)

ト 株式数比例配分方式（第283条の3において準用する場合を含む。）又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨

チ (略)

(6) ・ (7) (略)

3～6 (略)

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定

日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日の前営業日

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定又は分配金振込指定（規程第283条の9において読み替えて準用する同第168条第1項又は同第285条の73第1項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求を受けたとき当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを行う日

3 (略)

(口座通知の取次ぎの請求を要しない場合)

第38条 (略)

2 規程第42条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 株主に株式の割当てを受ける権利を与えることにより会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の募集が行われる場合であって、特別口座以外の口座を有する加入者が募集株式の引受けの申込みをするとき

(2) (略)

第1節 新規記録手続

(銘柄情報に係る通知)

第353条 (略)

日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日、信託の計算期間終了日(規程第283条の信託の計算期間終了日をいう。以下同じ。)又は受益者確定日が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日、信託の計算期間終了日又は受益者確定日の前営業日

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定又は分配金振込指定（規程第283条の3において読み替えて準用する同第168条第1項又は同第285条の73第1項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求を受けたとき当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを行う日

3 (略)

(口座通知の取次ぎの請求を要しない場合)

第38条 (略)

2 規程第42条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 株主に株式の割当てを受ける権利を与えることにより会社法第199条第1項の募集が行われる場合であって、特別口座以外の口座を有する加入者が募集株式の引受けの申込みをするとき

(2) (略)

(新設)

(銘柄情報に係る通知)

第353条 (略)

2 規程第275条第16号に規定する規則で定める事項は、振替投資信託受益権の銘柄コードとする。

(新設)

第2節 振替株式に係る規定の準用

(新設)

(振替株式についての規定の準用)

(振替株式についての規定の準用)

第355条 第2章の規定は、規程第273条、第277条、第278条、第279条、第283条の8及び第283条の9において振替投資信託受益権について規程第3章第1節、同章第3節、同章第13節、同章第14節、同章第19節及び同章第21節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

第355条 第2章の規定は、規程第273条、第277条、第278条、第279条、第283条の2及び第283条の3において振替投資信託受益権について規程第3章第1節、同章第3節、同章第13節、同章第14節、同章第19節及び同章第21節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

第3節 抹消手続

(新設)

第355条の2～第355条の9 (略)

第355条の2～第355条の9 (略)

(交換時抹消予定情報等の通知の入力に係る制限の取扱い)

第355条の10 特定の銘柄の振替投資信託受益権について、規程第277条の12に規定する制限を行う通知の入力は、次に掲げる通知の入力とする。

(新設)

(1) 投資信託受益権併合効力発生日又は投資信託受益権分割効力発生日の前営業日(次号において「前営業日」という。)に行われる通知の入力

(2) 前営業日の業務終了時において抹消口に記録が行われていることとなる通知の入力

(3) その他通知の入力をしないことが必要と機構が認める通知の入力

第4節 投資信託受益権の併合に係る手続

(新設)

(振替投資信託受益権の併合の通知の通知方法)

第355条の11 規程第277条の13第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第277条の13第1項第3号の投資信託受益権併合効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(新設)

(発行者の通知事項)

第355条の12 規程第277条の13第1項第4号に規定する規則で定める事項は、投資信託受益権の併合に係る手続の日程とする。

(新設)

(機構の通知事項)

第355条の13 規程第277条の13第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード

(2) 同条第1項各号に掲げる事項

(新投資信託受益権口数申告の方法)

第355条の14 規程第277条の13第7項に規定する新投資信託受益権口数申告においては、同項第2号の口数のうち信託の記録がされるべき口数がある場合には、それ以外の口数と区分して通知するものとする。

(新設)

2 規程第277条の13第7項第1号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該顧客口の機構加入者コード

(2) 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード

3 規程第277条の13第7項第2号に規定する

規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該担保専用口の機構加入者コード

(2) 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード

4 規程第277条の13第7項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード

(2) 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード

(減少の記載又は記録をする時期)

第355条の15 規程第277条の13第10項に規定する措置及び同条第11項に規定する措置は、投資信託受益権併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(新設)

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録)

第355条の16 規程第277条の14第1項の通知は、投資信託受益権の併合に係る総受益者通知を行う日にするものとする。

(新設)

2 規程第277条の14第1項第4号に規定する規則で定める事項は、調整投資信託受益権口数についての効力発生日とする。

3 機構は、規程第277条の14第1項の通知をする場合には、同時に、同項の投資信託受益権併合効力発生日における規程第277条の13第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている口数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第277条の14第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項

の口座を開設した者でないときについて準用する。

- 5 第3項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、投資信託受益権併合効力発生日においてその加入者の口座に規程第277条の13第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた口数と通知を受けた口数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録をすべき口座)

第355条の17 規程第277条の14第2項第1号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

(新設)

- 2 規程第277条の14第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第6号ハ(チ)の口座とする。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録をする時期)

第355条の18 規程第277条の14第5項に規定する増加の記載又は記録及び同条第6項に規定する措置は、調整投資信託受益権口数記録日の業務開始時に行うものとする。

(新設)

第5節 投資信託受益権の分割に係る手続

(新設)

(振替投資信託受益権の分割の通知の通知方法)

第355条の19 規程第277条の15第1項の通知

(新設)

は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第277条の15第1項第3号の投資信託受益権分割効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第355条の20 規程第277条の15第1項第4号 (新設)
に規定する規則で定める事項は、投資信託受益権の分割に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第355条の21 規程第277条の15第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (新設)

(1) 投資信託受益権分割銘柄の銘柄コード

(2) 同条第1項各号に掲げる事項

(新投資信託受益権口数申告の方法)

第355条の22 規程第277条の15第7項に規定する新投資信託受益権口数申告においては、同項第2号の口数のうち信託の記録がされるべき口数がある場合には、それ以外の口数と区分して通知するものとする。 (新設)

2 規程第277条の15第7項第1号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該顧客口の機構加入者コード

(2) 投資信託受益権分割銘柄の銘柄コード

3 規程第277条の15第7項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該担保専用口の機構加入者コード

(2) 投資信託受益権分割銘柄の銘柄コード

ド

4 規程第277条の15第7項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード

(2) 投資信託受益権分割銘柄の銘柄コード

(増加の記載又は記録をする時期)

第355条の23 規程第277条の15第10項に規定する措置及び同条第11項に規定する措置は、投資信託受益権分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(新設)

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録)

第355条の24 規程第277条の16第1項の通知は、投資信託受益権の分割に係る総受益者通知を行う日にするものとする。

(新設)

2 規程第277条の16第1項第4号に規定する規則で定める事項は、調整投資信託受益権口数についての効力発生日とする。

3 機構は、規程第277条の16第1項の通知をする場合には、同時に、同項の投資信託受益権分割効力発生日における規程第277条の15第10項又は第11項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている口数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第277条の16第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第3項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、投資信託受益権分割効力

発生日においてその加入者の口座に規程第277条の15第10項又は第11項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた口数と通知を受けた口数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録をすべき口座)

第355条の25 規程第277条の16第2項第1号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

(新設)

2 規程第277条の16第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第6号ハ(チ)の口座とする。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録をする時期)

第355条の26 規程第277条の16第5項に規定する増加の記載又は記録及び同条第6項に規定する措置は、調整投資信託受益権口数記録日の業務開始時に行うものとする。

(新設)

第6節 総受益者通知に係る手続

(新設)

(削る)

(受益者登録の請求の取次ぎ方法)

第356条 規程第283条第1項の受益者登録の請求の取次ぎは、同第3章第16節第1款の総株主通知に準じた方法により行うものとする。

(総受益者通知の通知日)

第356条 機構は、規程第283条に基づく総受益者通知を、すべての直接口座管理機関から同第283条の5第1項に規定する総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(新設)

(総受益者通知日程案内の通知時期)

第356条の2 機構は、規程第283条の3第1項の総受益者通知日程案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に行う。

(新設)

2 別表3にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総受益者通知日程案内を、Target保振サイトにより通知することができる。

(総受益者通知日程案内の通知事項)

第356条の3 規程第283条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 規程第283条の4の通知の通知日

(2) 総受益者報告の機構に対する報告期限

(3) 受託会社に対する総受益者通知の通知日

(4) 受益者確定日が投資信託受益権の併合又は分割に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第277条の14第1項又は同第277条の16第1項の通知の通知日

ロ 調整投資信託受益権口数記録日

ハ 投資信託受益権併合銘柄又は投資信託受益権分割銘柄の銘柄コード

ニ 投資信託受益権の併合又は分割の別

ホ 減少比率又は増加比率

ヘ 投資信託受益権併合効力発生日又は投資信託受益権分割効力発生日

(5) その他機構が必要と認める事項

(総受益者報告対象投資信託受益権口数通知の通知日等)

第356条の4 規程第283条の4の通知は、受益者確定日の翌営業日に行うものとする。

(新設)

2 規程第283条の4の通知において、同条第2号に掲げる事項の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。

3 規程第283条の4の通知において、同条第3号に掲げる事項の通知は、その機構加入者コードにより行うものとする。

(総受益者報告の方法)

第356条の5 直接口座管理機関は、規程第283条の5第1項の報告(同第283条の6第2項に掲げる事項の報告を除く。)を受益者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日までにしなければならない。

(新設)

2 規程第283条の5第1項の報告において、同項第1号及び第2号に掲げる事項の報告又は同項第4号に掲げる口座の報告は、同項第1号及び第2号の通知受益者である受益者又は同項第4号に掲げる口座に係る加入者口座コードの報告により行うものとする。

3 規程第283条の5第1項の報告において、同項第3号に掲げる銘柄の報告は、その銘柄コードの報告により行うものとする。

(口座の報告を要しない場合)

第356条の6 規程第283条の5第1項第4号に規定する規則で定める場合は、委託先機構加入者である直接口座管理機関が、申出省略機構加入者から再委託を受けた特別受益者管理事務に係る特別受益者が当該直接口座管理機関又はその下位機関の加入者である

(新設)

ときに、特別受益者管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に基づいて報告を行う場合とする。

(総受益者報告事項)

第356条の7 規程第283条の5第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同項第4号に規定する場合において、その原因が質入であるか又はその他の担保差入れであるかの別とする。

(新設)

(総受益者通知の方法)

第356条の8 機構は、規程第283条の6第1項の通知において、次条第1項第1号の受益者が、前回の総受益者通知に係る通知受益者であった場合には、同項第1号及び第4号に掲げる事項の通知を省略する。

(新設)

2 機構は、規程第283条の6第1項の通知において、次に掲げる事項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

(1) 次条第1項第1号の受益者の氏名又は名称が、機構が別に定める文字数を超える場合の当該受益者の氏名又は名称

(2) 次条第1項第1号の受益者の有する振替投資信託受益権が複数の者の共有に属する場合の同号の受益者の住所及び当該受益者の住所が日本国内に所在するものであるときの同項第5号の郵便番号(同項第4号イの届出の取次ぎの対象となった代表者に係るものを除く。)

(総受益者通知事項)

第356条の9 規程第283条の6第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 通知受益者である受益者の氏名又は

名称及び住所

(2) 前号の受益者の株主等照会コード

(3) 受益者確定日において第1号の受益者の有する総受益者通知対象銘柄の銘柄コード及び口数

(4) 第1号の受益者から規程第33条第1項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次に掲げる事項

イ 加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名

ロ 代理人等の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名

ハ 加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定又は変更に係る届出(前口の代理人の選任に代えて行うものに限る。)の取次ぎ 国内連絡先の住所

(5) 第1号又は前号口若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号

(6) 通知受益者である受益者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名

(7) その他機構が定める事項

(発行者に対抗することができないものの口数の通知の方法)

第356条の10 規程第283条の6第2項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

(新設)

(受益者情報の変更情報の通知事項)

第356条の11 規程第283条の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 通知受益者の氏名又は名称

(2) 通知受益者の住所

(3) 代理人等の届出に係る第356条の9
第4号イ及びロに掲げる事項

(4) 第356条の9第1号又は第4号ロ若
しくはハに規定する住所が日本国内に所
在するものであるときは、その郵便番号

(5) その他機構が定める事項

(受益者情報の変更情報の通知の方法)

第356条の12 規程第283条の7に規定する通
知は、機構が口座管理機関から規程第31条第
1項の加入者情報の通知、同第32条第1項の
加入者情報の変更に係る事項の通知又は同
第33条第6項の通知を受け、加入者口座情報
の登録又は更新を行った日の翌営業日に行
う。

(新設)

(株主等照会コード変更通知)

第356条の13 規程第283条の7及び前条の規
定は、機構が通知受益者の株主等照会コード
を変更した場合について準用する。

(新設)

第7節 振替投資信託受益権の取扱廃止時の
取扱い

(新設)

(取扱廃止時の取扱い)

第356条の14 (略)

2 (略)

(取扱い廃止時の取扱い)

第356条の2 (略)

2 (略)

第8節 振替投資信託受益権の内容の提供

(新設)

(振替投資信託受益権の内容の公示方法等)

第357条 (略)

2 規程第285条に規定する規則で定める事項
は、次に掲げる事項とする。

(1) 振替投資信託受益権の銘柄

(振替投資信託受益権の内容の公示方法等)

第357条 (略)

2 規程第285条に規定する規則で定める事項
は、次に掲げる事項とする。

(1) 振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄
コード

(2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数

(3) 受託会社の商号

(4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号

(5) 振替投資信託受益権の口数

(6) (略)

(削る)

(削る)

(7) (略)

(8) 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

(削る)

(削る)

(9) 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

(10) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

(11) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額

(12) 委託者又は受託会社が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託会社がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

(13) 前号の場合における委託に係る費用

(2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び投資信託受益権の総口数

(3) 受託者の商号

(4) 委託者指図型投資信託にあつては委託者の商号

(5) 最低発行単位口数

(6) (略)

(7) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

(8) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額

(9) (略)

(10) 信託の元本の償還の時期

(11) 信託の収益の分配の時期

(12) 信託の元本の償還及び収益の分配の場所

(13) 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払いの方法及び時期

(新設)

(新設)

(14) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

(15) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における委託に係る費用

(14) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

(15) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成12年総理府令第129号) 第13条第2号イに規定する公社債投資信託

ロ・ハ (略)

(16) 振替投資信託受益権の総口数

(17) (略)

(追加信託に係る転換請求書の記載事項)

第357条の9 (略)

2 規程第285条の12条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 追加信託に係る振替受益権の新規記録先口座情報

(7) (略)

3 (略)

附則

(公示催告手続が行われている投資証券に係る振替投資口の取扱い)

第19条 施行日において公示催告手続(非訟事件手続法 (明治31年法律第14号) 第142条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている投資証券に係る投資口については、規程附則第7条の規定を準用する。

(16) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

(17) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示

イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イに規定する公社債投資信託

ロ・ハ (略)

(18) 上場投資信託受益権の総発行口数

(19) (略)

(追加信託に係る転換請求書の記載事項)

第357条の9 (略)

2 規程第285条の12条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 追加信託に係る振替受益権の振替先口座情報

(7) (略)

3 (略)

附則

(公示催告手続が行われている投資証券に係る振替投資口の取扱い)

第19条 施行日において公示催告手続(非訟事件手続法第142条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている投資証券に係る投資口については、規程附則第7条の規定を準用する。

(喪失登録が行われている優先出資証券に係る振替優先出資の取扱い)

第21条 施行日において優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第31条第2項において読み替えて準用する会社法第223条の優先出資証券喪失登録をいう。)が行われている優先出資証券に係る優先出資については、規程附則第7条の規定を準用する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間)

第26条 規程附則第26条に規定する特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録をすることができない日は、次に掲げる日とする。

(1) (略)

(2) 特定の銘柄の特例投資信託受益権について併合又は分割が行われる場合における併合又は分割の日の前営業日

(3) (略)

別表1

1. ~ 5. (略)

6. 投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)・(2) (略)	(略)	(略)
<u>(3) 振替投資信託受益権の併合を決定した場合</u>	<u>振替投資信託受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
<u>(4) 振替投資信託受益権の分割を決定した場合</u>	<u>振替投資信託受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
(5) (略)	(略)	(略)
<u>(6) 振替投資信託受益権に係る</u>	<u>振替投資信託受益権の</u>	<u>決定後速やかに</u>

(喪失登録が行われている優先出資証券に係る振替優先出資の取扱い)

第21条 施行日において優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第31条第2項において読み替えて準用する会社法第223条の優先出資証券喪失登録をいう。)が行われている優先出資証券に係る優先出資については、規程附則第7条の規定を準用する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間)

第26条 規程附則第26条に規定する特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録をすることができない日は、次に掲げる日とする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

別表1

1. ~ 5. (略)

6. 投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)・(2) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(3) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めた場合	発行者	
(7)・(8) (略)	(略)	(略)
(9) 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき(1)～(8)までに掲げる場合を除く。))	(略)	(略)
(10) (1) から(9)までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(略)	(略)
(11) (略)	(略)	(略)

7. (略)
(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及	(略)

(4)・(5) (略)	(略)	(略)
(6) 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき(1)～(5)までに掲げる場合を除く。))	(略)	(略)
(7) (1) から(6)までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)

7. (略)
(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及	(略)

		び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>同第277条の13第7項、同第277条の15第7項、同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、第285条の29第7項</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

②～⑥ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主	(略)	規程第146条第	(略)

		び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、第285条の29第7項	
(略)	(略)	(略)	(略)

②～⑥ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主	(略)	規程第146条第	(略)

通知提出日程案内		1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第283条の3第1項</u> 、同第285条の58第1項	
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主報告株数	(略)	規程第147条（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第283条の4</u> 、同第285条の59	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

②～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項（同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第87条第7項</u> 、同第89条第	(略)

通知提出日程案内		1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第285条の58第1項</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主報告株数	(略)	規程第147条（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第285条の59</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

②～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項（同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第87条第7項</u> 、同第89条第	(略)

		7項、同第94条第7項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）、同第218条第16項、同第225条第16項（同第5章において読み替えて準用する場合を含む。）、 <u>同第277条の13第7項、同第277条の15第7項、同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、第285条の29第7項</u>				7項、同第94条第7項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）、同第218条第16項、同第225条第16項（同第5章において読み替えて準用する場合を含む。）、 <u>同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、第285条の29第7項</u>	
総株主報告データ	(略)	規程第148条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）、 <u>同第283条の5第1項</u> 、同第285条の60第1項	(略)	総株主報告データ	(略)	規程第148条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）、同第285条の60第1項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
②・③ (略) (2) 出力 ① 機構加入者への出力				②・③ (略) (2) 出力 ① 機構加入者への出力			
データの種別	データの授受の	規程又は規則	備考	データの種別	データの授受の	規程又は規則	備考

	時間		
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主 通知日 程案内	(略)	規程第146条第 1項（同第6章 及び第7章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。） <u>、同第 283条の3第1 項</u> 、同第285条の 58第1項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主 報告対 象株式 数通知	(略)	規程第147条（同 第6章及び第7 章において読み 替えて準用する 場合を含む。） <u>、 同第283条の4、 同第285条の59</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配分明 細通知 データ	(略)	規程第82条第1 項（同第92条第 2項、同第103 条、第223条第3 項及び第269条 第2項において 読み替えて準用 する場合を含む。 ）、同第88 条第1項、同第 90条第1項、同 第97条第1項 （同第6章及び 第7章において 読み替えて準用 する場合を含	(略)

	時間		
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主 通知日 程案内	(略)	規程第146条第 1項（同第6章 及び第7章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。） <u>、同第 285条の58第1 項</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主 報告対 象株式 数通知	(略)	規程第147条（同 第6章及び第7 章において読み 替えて準用する 場合を含む。） <u>、 同第285条の59</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配分明 細通知 データ	(略)	規程第82条第1 項（同第92条第 2項、同第103 条、第223条第3 項及び第269条 第2項において 読み替えて準用 する場合を含む。 ）、同第88 条第1項、同第 90条第1項、同 第97条第1項 （同第6章及び 第7章において 読み替えて準用 する場合を含	(略)

		む。)、同第220条第1項、同第227条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>同第277条の14第1項、同第277条の16第1項</u> 、同第285条の24条第1項、同第285条の26第1項、同第285条の28第1項、同第285条の30第1項	
(略)	(略)	(略)	(略)

② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人)への出力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>同第283条の3第1項</u> 、同第285条の58第1項	(略)

		む。)、同第220条第1項、同第227条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の24条第1項、同第285条の26第1項、同第285条の28第1項、同第285条の30第1項	
(略)	(略)	(略)	(略)

② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人)への出力

データの種別	データの授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の58第1項	(略)

総株主 通知デ ータ (株主 情報)	(略)	規程第149条第 1項、 <u>同第283 条の6第1項、</u> 同第285条の61 条第1項	(略)	総株主 通知デ ータ (株主 情報)	(略)	規程第149条第 1項、同第285 条の61条第1項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③	(略)			③	(略)		
3～6	(略)			3～6	(略)		
(注)	(略)			(注)	(略)		

2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（平成24年3月26日施行の改正規定）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（株主名簿管理人等の申請事項）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の指定株主名簿管理人等指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 所定のTarget保振サイトの利用申込書(すでにTarget保振サイトを利用している場合を除く。)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>（受託会社の申請事項）</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の受託会社指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略すること</p>	<p>（株主名簿管理人等の申請事項）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の指定株主名簿管理人等指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>（受託会社の申請事項）</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の受託会社指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略すること</p>

ができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 所定のTarget保振サイトの利用申込書(すでにTarget保振サイトを利用している場合を除く。)

(5) (略)

3・4 (略)

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法

イ~ニ (略)

ホ 株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、間接口座管理機関又は受託会社が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの(以下「Target保振サイト」という。)を通じて通知をする方法(以下「Target保振サイト接続」という。)

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

別表3

1 (略)

2 ファイル伝送

(1) (略)

(2) 出力

① (略)

ができる。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

(4) (略)

3・4 (略)

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法

イ~ニ (略)

ホ 株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち振替株式等の発行者、機構加入者又は間接口座管理機関が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの(以下「Target保振サイト」という。)を通じて通知をする方法(以下「Target保振サイト接続」という。)

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

別表3

1 (略)

2 ファイル伝送

(1) (略)

(2) 出力

① (略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
株主等照会コード変更通知データ (株主情報)	(略)	(略)	(略)
株主等照会コード照会結果データ	午前3時から午後8時まで	二	株主等照会コード結果の通知
(略)	(略)	(略)	(略)
登録配当金振込先口座変更データ入力処理内容通知	(略)	(略)	(略)
登録配当金振込先口座変更エラー通知データ	午前3時から午後8時まで	二	登録配当金振込先口座変更データのエラーの通知
(略)	(略)	(略)	(略)

③ (略)

3 (略)

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① (略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
株主等照会コード変更通知データ (株主情報)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
登録配当金振込先口座変更データ入力処理内容通知	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

③ (略)

3 (略)

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① (略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ	午前8時30分から午後8時まで	二	依頼をすすめる日に入力
情報提供請求（全部情報）データ	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（2）出力

① （略）

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ	午前8時30分から午後8時まで	二	二
対象加入者保有株式数通知データ	（略）	（略）	（略）

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
情報提供請求（全部情報）データ	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（2）出力

① （略）

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
対象加入者保有株式数通知データ	（略）	（略）	（略）

5 Target保振サイト接続

(1) 入力

①・② (略)

③ 株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
変更事項の届出等	午前0時から午後12時まで	規程第13条第5項	二

④ 受託会社からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
変更事項の届出等	午前0時から午後12時まで	規程第16条の2第5項	二

(2) 出力

① 発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
発行者通知その他	午前0時から午後12時まで	規程第13条第10項等	二

② (略)

③ 株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
株主名簿管理人等通知その他	午前0時から午後12時まで	規程第3条第2項等	二

④ 受託会社への出力

5 Target保振サイト接続

(1) 入力

①・② (略)

(新設)

(新設)

(2) 出力

(新設)

① (略)

(新設)

(新設)

<u>データの種別</u>	<u>データ授受の時間</u>	<u>規程又は規則</u>	<u>備考</u>
<u>受託会社通知その他</u>	<u>午前0時から午後12時まで</u>	<u>規程第3条第2項等</u>	<u>二</u>
6 (略) (注) (略)			6 (略) (注) (略)

3. 附則

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から施行する。ただし、2. の改正規定については平成24年3月26日から施行する。
- 2 振替投資信託受益権の発行者は、1. の改正規定施行の日後速やかに、改正後の第3条第2項第6号ハ(チ)に規定する口座を銘柄ごとに機構に届け出るものとする。
- 3 指定株主名簿管理人等及び受託会社は、2. の改正規定施行の日後速やかに、改正後の第7条第2項第4号又は第10条の2第2項第4号に規定する書類を機構に届け出るものとする。ただし、すでにTarget保振サイトを利用している場合を除く。

以 上